62　この規則において「未認識数理計算上の差異」とは、数理計算上の差異のうち、当期純利益又は当期純損失を構成する項目として費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。以下同じ。）されていないものをいう。

63　この規則において「未認識過去勤務費用」とは、過去勤務費用のうち、当期純利益又は当期純損失を構成する項目として費用処理されていないものをいう。

第八条の十三を次のように改める。

（確定給付制度に基づく退職給付に関する注記）

第八条の十三　退職給付に関し、確定給付制度（確定拠出制度（一定の掛金を会社等以外の外部に積み立て、当該会社等が当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度をいう。次条第一項において同じ。）以外の退職給付制度をいう。第一号及び第八条の十三の三第一項において同じ。）を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　確定給付制度の概要

二　退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ　勤務費用

ロ　利息費用

ハ　数理計算上の差異の発生額

ニ　退職給付の支払額

ホ　過去勤務費用の発生額

ヘ　その他

三　年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ　期待運用収益

ロ　数理計算上の差異の発生額

ハ　事業主である会社等からの拠出額

ニ　退職給付の支払額

ホ　その他

四　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ　未認識数理計算上の差異

ロ　未認識過去勤務費用

ハ　その他

五　退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ　勤務費用

ロ　利息費用

ハ　期待運用収益

ニ　数理計算上の差異の費用処理額

ホ　過去勤務費用の費用処理額

ヘ　その他

六　年金資産に関する次に掲げる事項

イ　年金資産の主な内訳（退職給付信託（退職給付を目的とする信託をいう。）が設定されている企業年金制度（会社等以外の外部に積み立てた資産を原資として退職給付を支払う制度をいう。）において、年金資産の合計額に対する当該退職給付信託に係る信託財産の額の割合に重要性がある場合には、当該割合又は金額を含む。）

ロ　長期期待運用収益率の設定方法

七　数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項

イ　割引率

ロ　長期期待運用収益率

ハ　その他

八　その他の退職給付に関する事項

2　前項第二号ヘ、第三号ホ及び第五号ヘに掲げる項目に属する項目については、その金額に重要性が乏しいと認められる場合を除き、当該項目を示す名称を付して掲記しなければならない。

3　第一項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第八条の十三の次に次の二条を加える。

（確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記）

第八条の十三の二　退職給付に関し、確定拠出制度を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　確定拠出制度の概要

二　確定拠出制度に係る退職給付費用の額

2　前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記）

第八条の十三の三　第八条の十三の規定にかかわらず、退職給付に関し、複数の事業主である会社等により設立された確定給付制度（以下この項において「複数事業主制度」という。）を採用している場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一　財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できる場合　複数事業主制度の概要及び第八条の十三第一項第二号から第八号までに掲げる事項

二　財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できない場合

イ　複数事業主制度の概要

ロ　複数事業主制度に係る退職給付費用の額

ハ　複数事業主制度の直近の積立状況

ニ　複数事業主制度の掛金、加入人数又は給与総額に占める財務諸表提出会社のこれらの割合

2　前項第一号の規定により注記すべき事項は、第八条の十三第一項各号に掲げる注記に含めて記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。

3　前二項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第三十一条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　前払年金費用

第三十二条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　前払年金費用

第三十三条中「第三十二条第一項第十三号」を「第三十二条第一項第十四号」に改める。

附則第三項に次のただし書を加える。

ただし、この規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の規定により、当財務諸表の用語、様式及び作成方法を前財務諸表に適用していない場合には、この限りでない。

様式第五号中「長期前払費用

×××　×××

×××　×××」を

「長期前払費用

×××　×××

前払年金費用

×××　×××」に改める。